

令和元年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年9月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時15分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榎 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名

これより、本日の会議に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は2番、3番にお願いします。

議 長

日程第2 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

本日の午前中に現地確認をしました。申請地は高岡の浄水場の手前にある道を西へ進み、住宅の前の道を北に進んだところに位置します。現在、耕作はされておらず、管理のみされていました。

譲受人は、ブルーベリーを栽培する農業者であり、年間の農業従事日数は350日です。また、高麗ブルーベリーファームというカフェを武蔵台地内で経営しており、そちらで栽培したブルーベリーとその加工品を販売しているとのことです。

今回、ブルーベリーの経営地拡大を目的に農地法3条の申請に至っております。

議 長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

議 長

日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3 議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

2番より申請地の状況について説明をお願いします。

2番

23日に現地確認をしました。申請地は407号線のトヨタカローラの信号から300mほど田木方面へ進み、アサヒプロイラーを70mほど過ぎた場所に位置します。現在は草が刈られた状態でしたが、以前に現地調査をした時は草が繁茂していました。

議 長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請人は会社員であり、当該申請地を平成9年に相続にて権利を取得しています。相続を受けてからは、会社員であることから耕作は行わず、管理のみしていました。申請人において、当該申請地を農地として譲る、または貸し出すことも検討しましたが、相手方が見つからなかったと聞いています。

	<p>そこで、以前から興味があった太陽光発電施設を計画し、クリーンエネルギー事業への協力と自己の収入を目的に申請をしています。</p> <p>当該申請は4条申請で自己にて事業を行うもので、土地の選定については、自己所有の土地で代替性から選定することになります。申請人は当該申請地を含め4筆所有しており、他3筆は狭山市となります。その内2筆は、農振農用地で除外及び転用が不可、もう1筆は親族が耕作中であり、選定できないとしています。</p> <p>農地区分につきましては、2種農地であり、理由及び代替性などから許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>太陽光発電を目的とした農地転用に制限はありますか。</p> <p>農振農用地については太陽光発電を目的とした農用地区域外への除外は認められていません。農地転用につきましては、農地区分が2種農地または3種農地については可能性があり、特に3種農地については農地転用の許可基準が原則許可であるため、必要性、代替性が整理されれば農地転用の可能性があります。2種農地については、農地法第4条での申請であれば、必要性等により認められる可能性があります。農地法第5条での申請については、川越管内では許可された例がないと聞いており、必要性、代替性等をより求められると思われま。</p>
<p>2 番 事 務 局</p>	<p>営農型太陽光発電の農地転用の手続きについて教えてください。</p> <p>営農型太陽光発電につきましては一時転用の扱いとなり、太陽光パネルの下での営農を条件に許可されます。</p>
<p>14 番 事 務 局</p>	<p>光の屈折による車両運転者等への影響は考えられますか。</p> <p>パネルの角度があまりないため、そこまでの影響はないものと思われま。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めま。よって質疑を終結しま。お諮りしま。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めま。本件は許可相当と決し、県知事に送付しま。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題としま。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 6 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に2番（推進委員）と現地確認をしま。申請地は田波目の信号を東へ100mほど進んだところに位置しま。現在、高さ10cmほどの草が生えていま。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>当該申請につきましては、農振農用地からの除外から計画されているもので、令和元年8月に除外の認可を受けています。</p> <p>譲受人は、飯能市の借家にて生活をしていますが、子どもの成長とともに生活スペースに手狭となってきたことから、住宅建築を計画しました。</p> <p>土地の選定につきましては、譲渡人である父親の所有する土地が坂戸市に12筆、日高市に2筆存在しますが、坂戸市内の土地は父親が耕作しているなどの理由から選定できないとしており、また、譲受人の職場が入間市であることで、通勤の関係と実家との距離を考慮し、当該申請地を選定しています。</p> <p>農地区分につきましては、2種農地となりますが、計画内容に必要性があると認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 7番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>7番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は旭ヶ丘公会堂とベイシアの通りを西へ200mほど進んだところに位置します。現在はきれいに整地されていきました。譲受人と譲渡人は親子関係であり、譲受人が諸事情により現住所地に住むことが出来ないため、申請に至ったとのことです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第5 議案第33号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p> <p>日程第5議案第33号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。日高市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、7番は退席をお願いします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 議長 13番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>13番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>23日に4番（推進委員）と現地確認をしました。申請地はベイシアの通りの407号線でセブンイレブンの北側に位置します。現在、既に3分の1ほど作付けがされている状態でした。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日数は 300 日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業者です。申請地は借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。7 番は、入室してください。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第 6 専決処分の報告について 日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印